

栃木県社会福祉士会会報

29号



〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 発行 社団法人栃木県社会福祉士会
 TEL 028-600-1725 発行責任者 大友 崇義
 FAX 028-600-1730 編集責任者 長 秀紀

発行日 平成20年6月20日



子ども家庭福祉における 社会福祉士の役割

——— 栃木県社会福祉士会 副会長
浅 香 勉



トピック 児童分野における支援の現状と課題 ～私の実践から～ (2名の報告)	2~4
施設・サークル紹介コーナー 独立型社会福祉士事務所 「風のささやき」	4~5
今日の一冊 『ぼくには数字が風景に見える』 ダニエル・タメット著	5~6
委員会・ブロック通信	6~8
運営委員会・総会報告	8
編集後記	8

1. 日本の家庭生活を取り巻く「ゆとりのなさ」

非正規雇用者比率が上昇し続けている。男女合計で過去最高の33.7% (男性18.4%、女性54.1%「労働力調査」2007年)と、遂に被雇用者の3人に1人に達している。これは基本給も不十分で昇給も見込めず・技術的修練・安定的雇用から疎外された約1500万人を超える人々が、やむなく長時間・単純・低賃金労働に従事し、楽しく人間らしい育児や家庭団欒から遠ざけられた家庭生活を余儀なくされているということである。心がカラカラに乾くと思う。

支援の必要な子どもたち、女性、高齢者、障がいをもつ人々にはこういった家庭の中で生活をしている方たちが多い。なぜなら厳しい生活上のストレスの「はげ口」は、弱い者に向かうからである。加えて効率主義、解雇の不安の蔓延の証の様に、2007年度、仕事上のストレスから心を病み、精神を患っての労災認定は、30代の子育て世代を中心に268人 (内未遂を含む過労自殺81名)と過去最高を記録した。私たちの身近なハンバーガーショップ、紳士服量販店、牛丼チェーン等の「名ばかり管理職」「なんちゃって管理職」にはじまり、一流企業のトヨタ自動車のQC (品質管理)サークル等までもが、受け入れがたい労働強化を強いてきたということである。

2. 「ゆとりのなさ」がもたらす支援課題

母親の自己実現への志向と相まって、生活・養育費を求めての子どものいる世帯の共稼ぎ率は2006年には39.8%を示し、加えて学齢児の放課後の安全確保も求められ、学童も含めた保育サービスは高い整備の要請を受けている。母親たちの「スクールガード」の当番も重いと聞く。激しい少子化傾向にもかかわらず、保育所に入れない待機児童は都市部を中心に、2007年4月現在約1万8千人であり、政府は少子化対策の一環として「新待機児童ゼロ作戦」を策定し対策に躍起である。これ以上の論議は保育サービスが専門である大門副会長に譲りたいが、子育て不安、



配偶者間暴力、経済的破綻、児童虐待そして発達障がいも含めた家族への「保育ソーシャルワーク」の必要性は、一部自治体の保育所併設の地域子育て支援センターに、社会福祉士が非常勤ながら配置されはじまったことで、施策的端緒にやっとたどり着いた感がある。

子どもが昼間のほとんどを過ごす学校は、保護者にとって、栃木県内で児童買春禁止法、児童福祉法違反による逮捕教員が続出したとはいえ、未だ期待と憧憬的である。劣等生だった私は、チャイムの音を遠くで聞くと郷愁とともに、甘酸っぱい想いがこみ上げてくる。本来学校は、楽しい場所なのである。しかし、閉塞感にある子どもたちは、ネット掲示板「学校裏サイト」、「ブログ」を使った新たないじめの様相を示し、ネット上への裸体映像の掲載、書き込み等により近年2006年10月、2007年10月、7月、2008年5月といじめによる自殺が続発している。不登校の発生率も1991年から2006年にかけて激増し小学生で0.14%から0.33%、中学生で1.04%から2.86%と3倍近くになっている。そこで児童・生徒とその家族への支援強化に、社会福祉士によるスクールソーシャルワーカー(以下SSW)の配置が群馬県では始まり、栃木県にもこのことが期待される。なお日本社会福祉士会等は、文部科学省の「SSW活用事業」に対応するSSW養成指定科目開講機関を認証し、当該開講機関にてSSW指定科目のすべてを履修し、かつ本会員で本会基礎研修修了者等を「認定SSW資格」として認定する方向である。

今後支援を必要とする子どもとその家族の発見への取組みは、4ヶ月未満児の全戸訪問による「こんにちは赤ちゃん」事業により、かなり進むと思われる。しかし虐待死事例202件(H12, 11, 20~H16, 12, 31。1週間に1人発生する)の81.2%が児童相談所と関係機関が関わりつつも、防げなかったというアセスメント機

能の不十分な現状は、子育て支援から社会的養護にまたがる総合的施策に、社会福祉士の参加を待たずにはおかないであろう。

今後一施設・機関での支援サービスの限界を見極め、児童福祉法に規定される要保護児童対策地域協議会、複数の設置が急がれる児童家庭支援センターと相まって、保育・教育(学校)・保健(市町)・医療・司法(地裁・家裁そして更生プログラム等)の連携に社会福祉士の果たす役割を感じる。これは予防・発見・初期段階からの関わりと、情報収集と判断力の向上に、社会福祉士のソーシャルワーカーの態度・感性そして知識は貢献する可能性を秘めているという意味であり、社会保障審議会児童部会でも明確に指摘されている。

最後に、熊本市の慈恵病院が「こうのとりのゆりかご」を設置して約1年になる。病院はプライバシー保護を理由にその実態を明らかにしていないが、開設来16人が預けられ、障がい、疾病に罹患している子どももいることが報じられ重層的・個別支援の必要性を垣間見ることができる。児童相談所に保護された後、里親等の家庭養護は提供されず、乳児院措置による施設サービスが社会的養護として提供されている。レイプによる妊娠、経済的困窮、妊娠を知っての男性の母子の遺棄等、重い内容の子どもと女性への相談が同病院の相談窓口に寄せられているが、これは栃木県内の養護相談の内容と本質的に変わるものではない。私は本文を読んでくださった多くの社会福祉士が、決して恵まれているとはいえない就労条件の下にあることを、十分理解した上で、他の領域と同様に、子ども家庭福祉領域で活躍することも期待している。

(国際医療福祉大学
医療福祉学部医療福祉学科 准教授)

トピック

児童福祉分野においては、社会情勢の変化・家族構造の変化等により様々な課題がみられる。今回は、児童分野に従事されている2名の社会福祉士の方に、支援の現状と課題を語ってもらいました。

児童分野における支援の現状と課題～私の実践から～

保育園の園長になって考えていること 社会福祉法人 大門福祉会 今泉保育園 大門 美砂子

宇都宮で初めて民営化された保育園の園長になってあつという間に4年が過ぎました。保育園の民営化イコール「保育の質」の低下と取りざたされ、この風評

が渦巻く世間に立ち向かったのがこの仕事のスタートでした。「保育の質のアップ」は当たり前で「低下」はありえないという実践の開始が、あつという間に風評

を払拭し、なんの問題も無く軌道に乗ったばかりか、保護者をはじめ各方面から「質の上昇」を認められるまでになりました。

第2次大戦後平和な豊かな時代を60数年経て、もっと良い時代であって欲しいと思えるのですが、子どもを取り巻く環境には、貧困や虐待、家庭不和などの不安材料が大きくあります。一番の問題は一部保護者に対し「子どもを育てる前に親を育てる」必要に駆られる現状だと思っています。豊かな時代は衣食が足り、文化も育ち、良いことも多くなりましたが、その光の部分に隠れる一握りの人々の暗の部分が格差社会といわれる状態を生み、保育園に在籍する小さな子ども達の将来にも影響を与えるのではないかと危惧されます。小さなその子の将来を大きく左右するだろう親たちの負の影響は、子育てや生活習慣などについての親への支援をすることによって少しは軽減できると信じています。日々の保育の中で子供たちが持つ潜在能力を引き出せる支援を行い、自分で人生を切り開く力の基礎を養い、親子それぞれを支援することで負の連鎖を断ち切ることが出来ると思っています。それが、今求め

られている私たちの仕事なのです。

また、毎日のようにニュース報道される低年齢者の犯罪や凶悪犯罪に心を痛める時、犯罪を行った者の人生の中、特に幼少期に一人でも信頼できる他人がいたら少しは違っていただろうかといつも思います。幼保小連携の研修等でも小学校で幼稚園保育園に望む一番のことは「大人への信頼感を養ってほしい」ということでした。大きくなりたい、大人になりたいと思うことが明日への希望や夢の一番具体化された原点ではないでしょうか。私は子どもたちにとって乳幼児期の生活のほとんどを係わる仕事をしている一人として、子どもたちのすぐそばにいる一人の「信頼できる大人」でありたいと考えています。施設運営を任されている立場は、この思いを保育園の職員全員に影響を与え、さらに大きな力にすることができ、保育園をあげての大きな力になり継承されていくはずです。特別なことでもなく、当たり前のことを当たり前にやっていくことが福祉の仕事であり、特に乳幼児と係わる仕事そのものだと、4年を総括してまとめてみました。

児童分野における支援の現状と課題～私の実践から～

社会福祉法人 養徳園 曾根 俊彦

要保護児童対策としての児童養護施設は戦後の戦災孤児対策として、衣、食、住の保障を中心に、家庭の代替物としての役割を長い間引き継いできた。その中心課題は、いかに家庭の養育機能に近づけるかであった。ホスピタリズム論争や、ノーマライゼーションは、小舎や里親を模索していこうという動きにもなったが、変わらぬ最低基準の職員配置は、大舎という管理的集団養護を持続させる結果となった。それでもその時々、社会問題の受け皿としてその機能を果たしてきたし、処遇に於いても、進学問題、非行、不登校、高齢児処遇や情緒障害の問題に取り組んできたが、それは集団処遇の枠を超えるものではなく、個々の子ども達とどう向き合おうかというものではなかったと思う。

少子高齢化社会による社会福祉基礎構造改革や、平成2年より児童相談所で統計を取り始めた児童虐待の増加、平成6年の児童の権利条約の批准、平成12年の児童虐待防止法の制定などは、児童福祉分野にも大きな影響を及ぼした。平成9年度の児童福祉法の改正は、50年ぶりの大改正と言われた。自立支援が目的とされ、中長期計画を視野に入れた個別指導計画の作成が義務

付けられたことや、権利擁護として、懲戒権乱用の禁止、苦情解決、自己評価、権利ノート作成などに結びついていった事は評価される。

児童虐待の増加は、児童養護施設の約半数以上を被虐待児が占め、乖離、試し、退行、対人関係不調、暴力など愛着障害による様々な問題行動を表出させ、知的障害をはじめ、自閉、ADHDなど様々な発達障害を持つ子ども達の増加も、集団での処遇を困難なものとし、職員を疲弊させている。一方職員の最低基準をいじらないままでの、平成9年の週40時間労働制の完全実施と平成14年の学校完全週休二日制の導入は子ども達へ関わる大人の時間の絶対量も減らしてきた。結果として、ここ数年で、県内4カ所の児童養護施設で改善勧告や改善指導を県から受けるという不名誉な事になっている。

これらの関わり辛い子ども達一人一人とどう向き合うかの実践も着実に進んでいる。愛着形成をどうするか。性の問題をどう伝えるか。エネルギーの少ない子どもとの関わり。など具体的多岐にわたる。要は子どもの最善の利益を保障するために何が必要か、虐待や障害

への専門知識とともに管理でない養育の専門性とは何なのかが問われ、心理職や看護師の導入など専門職化も進んできている。

平成15年、社会的養護あり方検討委員会が施設の小規模化（ユニット化・グループホーム化）と里親制度活用の促進を打ち出した。県内の施設もその方向で動き出している。私の働いている施設も平成17年度にユニット化し、昨年度小規模児童養護施設（グループホーム）も立ち上げた。そのことで子どもとの関係性は格段に良くなるようになったが、それでも子ども達にとっては家庭ではない仮の住まい、職員にとっては職場という関係性はなかなか縮まらない。

私は今ファミリーソーシャルワーカーとして働いている。その役割は、一つにはこの子ども達の思いの代弁者として家庭復帰に向けて家庭との連絡調整に当たることである。本来児童相談所の役割であったのだろうが、親子分離と社会的養護の枠組みに乗せることで手一杯でその後の家庭調整まで手が回らないというのが現状であろう。多問題家族の家庭復帰はそう容易いも

のではないが地域でのネットワークをマネジメントする事で再統合の可能性はある。児童の権利に関する条約第七条に「・・・、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。」とあるようにまさに子ども達こそ、地域で親子と一緒に生活することが保障されなければならない。もう一方でどうしても家庭復帰を望めない子に対し、親の現実を見ながら、親を乗り越え自らの自立を支援することである。このことが施設での生活に所属意識を持ち新たな大人との信頼関係の構築には不可欠である。その上で、里親との調整や里親支援、児童相談所との連絡調整がファミリーソーシャルワーカーの仕事となる。

栃木県には児童家庭支援センターはまだ一カ所もない。今、児童養護施設でファミリーソーシャルワーカーが抱えている多くの問題は、児童家庭支援センターの役割でもある。その中心的な役割を担うのはソーシャルワーカーとしての社会福祉士ではないかと思っている。

施設・サークル 紹介コーナー

このコーナーでは、注目の施設・サークルを紹介します。今回は、独立型社会福祉士事務所「風のささやき」を紹介します。

地域性を踏まえ幅広いソーシャルワークを展開する、 独立型社会福祉士事務所「風のささやき」

佐野市田沼町にあるNPO法人「風の詩」では、独立型社会福祉士事務所「風のささやき」、デイホーム（認知症通所介護事業）「風のさんぽ道」、ケアプランセンター（居宅介護支援事業）「南風」の事業を行っている。今回は、平成15年4月に県内初の独立型社会福祉士事務所として開設された「風のささやき」を紹介する。

「風のささやき」（以下事務所）は、福祉相談はもちろん、福祉教育関連の講師、地域福祉関連の調査、権利擁護に関わる支援も行なっている。福祉相談では、近年成年後見の相談が多くなっていて、ケースによっては弁護士とも連携を図って支援している。また福祉教育においては、小中学校にて生徒に命の尊さ大切さのメッセージを送り、福祉教育・文化の推進や醸成をしている。スタッフは8名で、うち5名は社会福祉士である。

事務所の代表で社会福祉士である永島 徹氏は、こ

の事業を始めてから、高齢者・障害者等の専門分野の枠にとらわれずに福祉全体の生活課題に介入しやすくなったと話す。しかし、ひとつひとつ生活課題を良い方向に改善していくためには、縦割りではない、他職種や地域住民との連携を図り協力し合うことが必要とのこと。そのため、地域にある社会資源をどれだけネットワーク化できるかが重要であり、これまでのネットワークにおいて知り合った多くの仲間とのつながりが何よりも大切だと話していた。

永島氏に、今後事務所が新たな領域で活動する可能性について尋ねたところ、医療・保健・福祉その他の分野における関係機関ともネットワークを構築し、地域の中のコーディネーターとして様々な相談（ニーズ）に応えていくことだと話す。例えば、長期に通院治療が必要な方やその家族の相談には、総合的なケアサポート体制が必要となるが、永島氏自身、これらの体制に不可欠なネットワークの基盤作りを念頭において

活動している。開所6年目を迎えたこの事務所が、これからどのように地域福祉の担い手として活躍してい

くのか期待される。

(原 健一：社会福祉法人 愛光園)



スタッフの皆さんと（2列目右端が永島氏）



施設概観

NPO法人 風の詩 独立型社会福祉士事務所「風のささやき」

佐野市田沼町498-8 TEL 0283-62-7082 FAX 0283-62-7262

開所時間：月曜日～土曜日の午前8時から午後5時（時間外においても相談は可能）

ホームページ <http://www.npo-kazenouta.or.jp>

メールアドレス kazenouta-tooru@coffee.ne.jp

ブログ <http://www.ceresapo.jp/fukusi/blog/nagasima/>

ブログへの書き込み歓迎します！

●お知らせ●

永島 徹氏著の『必察！認知症ケア』が、中央法規出版から平成20年8月1日に刊行予定です。お問い合わせは、NPO法人「風の詩」またはお近くの書店までお願いします。

このコーナーでは、注目される施設・サークルを紹介します。掲載したい・してもらいたい施設・サークルがありましたら、栃木県社会福祉士会まで「施設・サークル紹介コーナー」掲載希望とご連絡下さい。



今回の一冊

このコーナーでは、広義に福祉に繋がる一冊を紹介しまあ。今回は、『ぼくには数字が風景に見える』ダニエル・タメット著を紹介します。

『ぼくには数字が風景に見える』ダニエル・タメット著 古屋美登里 訳 講談社、2007

社会福祉法人 愛光園 長 秀紀

近年、発達障害をテーマにした書籍が多く出版されているが、この本もアスペルガー症候群の障害をもつ本人の著書である。しかし、単に障害の理解を促す本ではない。てんかん発作のあった年少期、人と違うことに悩みはじめにあった少年期、人を愛することを知った青年期等々、成長過程において、自分がどのように感じて生きてきたかを赤裸々に語っている。その文章からは、著者の心理状況が手にとって分かり、“前向きに生きる”ことを教えさせられる。

アスペルガー症候群のあるダニエルは、「共感覚」と

いう不思議な能力を持ち合わせている。共感覚とは、一つのことに関連するものを即座にイメージして結びつけることができる能力である。彼は、数字と色・風景瞬時に結び付けて暗記でき、また語学においても、スペル・語彙・イメージを結び付けて数ヶ国語をマスターしている。



彼の驚異的な能力には驚くばかりであるが、この本で最ももっとも注目すべき点は、両親の彼への愛情の深さである。試行錯誤をしながら、愛情をもって本人

を懸命に育ててきたことが行間から読み取れる。この愛情があったからこそ、彼は自分を肯定し、他人を思いやる心をもって元気に暮らしているのではないかと感じた。

精神科医の山登 敬之氏が翻訳の監修に携わっており、コメントも載せている。ところどころにアスペルガー症候群の特徴の説明もあり、障害の特徴を理解しながら読める一冊である。

●お知らせ●

このコーナーでは、書籍を紹介していただける方を募集します。今まで読んだ書籍で是非紹介したいという本があれば、栃木県社会福祉士会に「今日の一冊」掲載希望」とお電話下さい。後日広報担当よりご連絡させていただきます。



委員会・ブロック通信



このコーナーでは、委員会・ブロックの4月から6月までの活動・事業報告ならびに今後の予定を紹介いたします。各委員会・ブロックとも特色のある活動・事業を展開していますので、是非活動に参加してみてください。お問い合わせは、栃木県社会福祉士会が各委員会・ブロック担当までお願いします。



調査研究委員会

若倉 健

調査研究委員会では、「栃木県社会福祉士会 社会福祉研究」を発刊と調査研究に関わる活動を行っています。毎年、なかなか原稿が集まらず、発刊が遅れてしまっていますが、やっと原稿が集まり、皆さんのお手元に届くと思います。ぜひ、ご協力いただける会員の方、委員会に参加していただければ幸いです。



養成支援委員会

足田 友子

4月は合格発表がありました。年度末に受講生全員に「合否報告のハガキ」と「社会福祉士会入会案内」を郵送して、任意ですが、返信を待ちました。結果、24名の方からの返信があり、うち22名が合格でした！最終的に残っていた受講生は、47名ですので約半数の方が合格したことになります。ご協力いただいた講師の方々、会員の方にここでお礼とご報告をいたします。

さて、今年度も国家試験対策講座を下記の表のように開催いたします。実施要綱は、去る5月17日に県内の施設等を中心に発送いたしました。

*会場は、原則として福祉プラザです。

	日	曜	場所	時間	講座内容
1	6/22	日	教室A・B	9:20-12:00	オリエンテーション/社会保険論
				13:00-15:30	地域福祉論
2	7/13	日	第1研修室	9:30-12:00	老人福祉論
				13:00-15:30	社会福祉原論
3	8/10	日	第1研修室	9:30-12:00	社会福祉援助技術論
				13:00-15:30	介護概論
4	8/24	日	第1研修室	9:30-12:00	医学一般
				13:00-15:30	障害者福祉論
5	9/14	日	第1研修室	9:30-12:00	児童福祉論
				13:00-15:30	社会学
6	9/24	日	教室A・B	13:00-15:30	心理学
				9:30-12:00	公的扶助論
7	10/12	日	第1研修室	13:00-15:30	法学
				9:30-12:00	
8	10/26	日	未定	9:30 着席 15:35 終了	日本社会福祉士会統一模擬試験
9	11/9	日	第1研修室	9:30-12:00	国家試験直前対策プログラム
				13:00-15:30	
10	11/30	日	第1研修室	9:30-12:00	国家試験直前対策プログラム
				13:00-15:30	



地域包括支援委員会

寺内 貞雄

今年度の委員会の開催は、4月に第1回目が開催され、以後偶数月の第2又は第3土曜日の午後10時からとちぎ福祉プラザで行ないます。6月は、14日(土)に福祉プラザ404会議室に開催しました。今後の活動については、地域包括支援センターの社会福祉士を対象に、資質の向上等のための研修会を予定しており、具体的な研修内容につきましては、決まり次第、皆様にお知らせします。



研修交流支援委員会

千葉 加代子

研修交流支援委員会では、6月8日(日)に医療社会事業協会との共催により『障害者相談支援センターと医療機関の連携について』研修会を開催しました。63名が参加し、事例を通して活発に意見が交わされ、「支援者の熱い思い」に満ちた研修会となりました。4月より新委員も加わり、生涯研修制度における基礎研修会(11月開催予定)、共通研修過程研修会(2回)の企画を予定し毎月1回の委員会を開催していきます。



福祉総合相談委員会

西村 一志

みなさんこんにちは。今回の会報におきましても、

前回同様スーパービジョン形式の事例検討会の報告をさせていただきます。4月、5月、6月と各一回行いました。参加者は概ね5名程度です。全員が社会福祉士というわけではありませんが、回数を行うごとに充実してきた印象があります。その根拠は、私自身のクライアント(以下CL)との面接で気づいたことからです。そのCL(本人の長男の妻)は、「なぜ自分がこんなにがんばって介護しているのだろう」という理由に気づいたからです。私自身も面接を重ねるなかで、意識して質問等を行うように心がけるようになりました。気づきの瞬間は、私も身震いしました。(ちなみの私は介護支援専門員を主たる業務としています)

社会福祉士って何ができるのだろう。利用者とサービスをつなげる仕事なのか?疑問と不全感が燃るなか、面接技術の重要性を感じています。これを確立する方法として、スーパービジョンがあるのだと思います。今、私たちは、検討会を通して確かなステップを昇っていると感じています。

その人の状況に応じた社会資源につなげる事と、そこから先の援助は社会福祉士の根幹でしょう。その先が何なのか、模索しつつ今後も活動したいと思います。クライアントの全ての状況に応じる技術がある人が、福祉総合相談の担い手でしょう。全てに応じられる社会福祉士がいることがベストですが、私にはできません。なので、各職種のネットワークが必要と感じています。そこで、ネットワークの必要性を感じつつ、私たちと一緒にその先を模索したいと思う人がいればご連絡ください。アミーゴになりましょう!栃木県社会福祉士会までご連絡を頂ければ、私が折り返し連絡致します。



第三者評価委員会

曾根 俊彦

第三者評価委員会では、初めての評価を保育所で行わせていただくことになりました。

6月23日にはNPO法人メイアイヘルプユウの霞田美知子先生を招いて勉強会をします。また9月には、第三者評価機構主催の「平成20年度新規調査者研修」があり、3名の方が受講する予定です。



生活保護自立支援専門委員会

太田 芳一

栃木県から委託を受けた「生活保護法による自立支援専門員業務」は、昨年度から委託を受けた下都賀福祉事

務所のほかに、20年度から芳賀福祉事務所、那須福祉事務所及び塩谷福祉事務所が加わり、栃木県の全福祉事務所管内にエリアが拡大しました。これに伴い当自立支援専門委員会は、公募により新たに5人の自立支援専門員が会長から委嘱され、9人体制で挑むことになりました。

1か月の準備期間を経て5月から本格的に業務が開始され、現在4福祉事務所合わせて33ケースに関わっています。

今後、各福祉事務所のケース検討会とレベルアップのための研修会を実施していく予定です。



五団体関連委員会

原田 欣宏

去る5月16日(金)に共同事務所の代表・運営合同委員会が開催され、昨年度決算と今年度予算が承認されました。代表委員会の会長には、本年度より本会の大友会長が着任しました。それから、運営委員会委員長は各団体持ち回りで任期制のため、今年度より二年間は社会福祉士会で原田が担当します。

社会福祉士のひとつの方向性として「連帯」が重視されています。共同事務所の事業を広く理解していただくことと、社会福祉士の活動との効果的な連携が図れるようにしたいと思います。

また、来年2月にはソーシャルワーク学会が開催予定です。研究や発表を支援するシステムを検討中ですのでご期待ください。



組織広報委員会

長 秀紀

6月12日(木)に午後7時から栃木市において、委員会を開催しました。内容は、今回の会報の編集と次回の会報(10月、来年1月)の内容、ホームページの構成、交流会についてでした。

また今年度中に、栃木県社会福祉士のホームページを立ち上げる予定です。進捗状況につきましては、次回の会報にてお知らせできるかと思えます。

引き続き当委員会では、会報作り・ホームページ作り・交流会の企画をやってみたいという方を募集しています。関心のある方は、栃木県社会福祉士会までご連絡下さい。



県北ブロック

上新 達也

6月21日(土)の13:30から、『援助者としての自己理解を深めよう』～心理テストを通じての自己理解～、

というテーマで国際医療福祉大で研修会を行う予定です。県北の社会福祉士の皆様の御参加をお待ち申し上げております。



県央ブロック

立川 正史

地域包括支援センターに社会福祉士が配置されてから早3年目。少しは社会福祉士も顔の見える存在になってきたでしょうか。今年度は地域包括支援委員会とも協力していきながら活動していきたいと思っています。興味のある方ぜひご参加ください。ご連絡お待ちしております。連絡先・090-8050-1088 (担当・立川)



県南ブロック

藤見 雅嗣

6月2日、足利にある「和見山苑」(特養)を会場に「発達障害の理解」と題して、アスペルガー症候群と診断された男性から生活の様子を発表して頂きました。

発達障害は「発達障害者支援法」という法律があるものの、特有の手帳が無く、精神手帳か療育手帳で分けられてしまいます。障害者自立支援法でも福祉サービスを利用するか否かという断片的な支援体制となっており、ニーズが制度に当てはまらないのが現状です。そんな中で生活を営む彼の苦悩や課題が発表の中で見えてきたように思います。

参加者の声として当事者からの声が聴きたいという要望が多く、ブロック会では当事者を講師に招き、一緒に生活を考える機会を作っています。直ぐには答えが出ない事が多いのですが、参加者全員で一緒に考えていく姿勢が重要ではないかと考えています。

小山地区では、7月にブロック内5人の福祉専門相談員に呼びかけ、相談会の現状や課題の整理を進めていきたいと考えています。

当ブロック会でも新しい仲間を募集していますので、是非、ブロック長宛にご連絡下さい。

連絡先・0283-24-5759 (担当・藤見)

運営委員会・総会の報告

第2回運営委員会

第2回運営委員会が、平成20年4月19日の18時~20時にとちぎ福祉プラザ4階研修室にて行なわれました。運営委員会は、福祉士会の実質的な活動の要となる会合で、理事と委員会・ブロック会の委員長で構成されています。年6回の開催が予定されて、今回は2回目の委員会で、出席者は計17名でした。

議題は、①運営委員会運営要領(案)について(大門副会長)、②各委員会年間計画について(各委員長・ブロック長)、③研修・勉強会などの把握について(原田委員長)、④研修会開催について(千葉委員長)で、各出席者の活発な意見交換により、運営委員会の役割と会活動(事業)の共通理解が図られた。



第2回運営委員会の様子

第2回通常総会開催

第2回通常総会が、平成20年5月31日13時20分よりとちぎ福祉プラザ研修室にて行なわれました。総会員数317名で、出席会員数24名、書面表決者数160名で

した。会長挨拶の後、来賓の栃木県介護福祉士会会長 磯 孝様、栃木県精神保健士会会長 野口 悦紀様から、それぞれ祝辞を頂きました。

第1号議案(平成19年度事業報告)、第2号議案(平成19年度収支決算報告案:社団法人取得前)、第3号議案(平成19年度収支決算案)が審議され、それぞれ満場一致で承認されました。



第2回通常総会の様子

編集後記

今年も県民の日記念行事に参加しました。天気にも恵まれ、会場は多くの来場者で賑わっていました。普段は事務所内での仕事ですが、イベント会場では多くの方からいろいろなお話を伺うことができ非常に勉強になります。でも、会場では手引書を備えているわけでもなく、私の微妙な記憶のみが頼りなのです。「もっと幅広く勉強しなくては！」と実感させていただいた2日間でした。(中田)